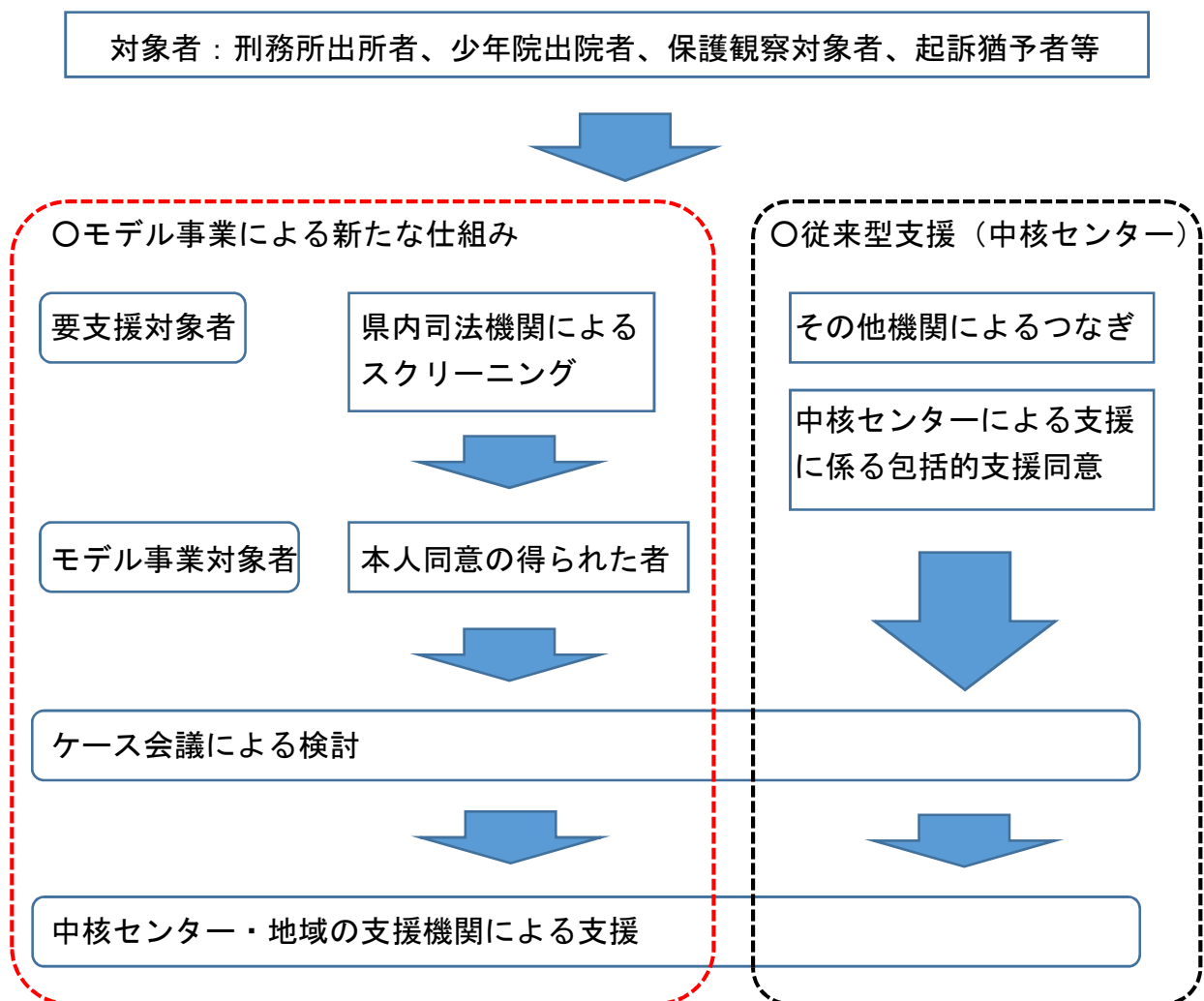


生活支援調整関係機関会議（ケース会議）の概要

1 取組概要

犯罪をした者等の社会復帰を包括的に支援するため、司法機関において、矯正施設出所者等のうち、支援が必要と認められる者を把握するとともに、その者本人から本モデル事業への同意が得られた者の支援方針を検討し、中核地域生活支援センターにおいて具体的支援を実施する。



2 取組状況

(1) 開催状況

新たな仕組みによるケース11件、従来型支援ケース18件の29件を検討し、1月末現在、継続案件が13件、終結案件が16件、うち、新たな仕組みによるケースは、継続案件が6件、終結案件が5件となっている。

	新規案件数	継続案件数	終結案件数	
第1回(5/15)	1(1)			
第2回(6/19)	2(1)	1(1)		
第3回(7/16)	14(4)	3(2)		
第4回(8/13)	6(3)	17(6)		
第5回(10/18)	4(0)	17(6)	6(3)	
第6回(11/29)	1(1)	13(4)	8(2)	
第7回(12/19)	-	-	-	個別ケース会議
第8回(1/23)	1(1)	12(5)	2(0)	
	29(11)	13(6)	16(5)	

※()内は、新たな仕組みによるケース件数(内書き)

(2) ケースの処理状況

- ・千葉保護観察所 4件(4件 うち未調整3件、終結1件)
- ・千葉刑務所 6件(6件 うち継続2件、終結4件)
- ・市原刑務所 1件(1件 うち継続1件)
- ・弁護士 6件
- ・ほか(本人、保護司、警察署、定着センター、市町村社協、県外検察庁・少年院、) 12件

※()内は、新たな仕組みによるケース件数

(3) ケース例

資料3のとおり